

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款 (平成14年経企第938号) 実施 平成14年10月18日	▲モバイルアクセスサービス契約約款 (平成14年経企第938号) 実施 平成14年10月18日
<p>第9章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事に関する費用</p> <p>(料金及び工事に関する費用)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) 本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するモバイルアクセスサービスの態様に応じて、定額利用料、データ通信利用料、付加機能利用料、<u>ユニバーサルサービス料</u>及び電話リレーサービス料を合算したものとします。</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(利用料の支払義務)</p> <p>第21条の2 モバイルアクセス契約者（カテゴリーX又はカテゴリーFに係る者に限りません。以下この条において同じとします。）は、そのモバイルアクセス契約に基づいて当社がモバイルアクセスサービスの提供を開始した日から起算して、モバイルアクセス契約の解除があった日の前日までの期間（モバイルアクセスサービスの提供を開始した日とモバイルアクセス契約の解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料（定額利用料、<u>ユニバーサルサービス料</u>及び電話リレーサービス料に限ります。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第9章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事に関する費用</p> <p>(料金及び工事に関する費用)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) 本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するモバイルアクセスサービスの態様に応じて、定額利用料、データ通信利用料、付加機能利用料、<u>電話ユニバーサルサービス料</u>及び電話リレーサービス料を合算したものとします。</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(利用料の支払義務)</p> <p>第21条の2 モバイルアクセス契約者（カテゴリーX又はカテゴリーFに係る者に限りません。以下この条において同じとします。）は、そのモバイルアクセス契約に基づいて当社がモバイルアクセスサービスの提供を開始した日から起算して、モバイルアクセス契約の解除があった日の前日までの期間（モバイルアクセスサービスの提供を開始した日とモバイルアクセス契約の解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料（定額利用料、<u>電話ユニバーサルサービス料</u>及び電話リレーサービス料に限ります。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>2の2 通則2の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料）2～6（<u>ユニバーサルサービス料</u>）及び2～7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>2の2 通則2の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料）2～6（<u>電話ユニバーサルサービス料</u>）及び2～7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。</p>

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年1月30日現在

~2026年2月28日

2026年3月1日~

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区分	内容
(1)~(8) (略)	(略)
(9) <u>ユニバーサルサービス料</u> の適用	当社は、2-6に規定する <u>ユニバーサルサービス料</u> は、モバイルアクセス回線番号（カテゴリーG、カテゴリーF及びカテゴリーX（コース区分がゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものに限ります。）に係るもの）を除きます。）1番号ごとに適用します。
(10)~(26) (略)	(略)

2 料金額

2-1~2-5 (略)

2-6 ユニバーサルサービス料

1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額

区分	料金額
<u>ユニバーサルサービス料</u>	(略)
備考 (略)	

2-7 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区分	内容
(1)~(8) (略)	(略)
(9) <u>電話ユニバーサルサービス料</u> の適用	当社は、2-6に規定する <u>電話ユニバーサルサービス料</u> は、モバイルアクセス回線番号（カテゴリーG、カテゴリーF及びカテゴリーX（コース区分がゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものに限ります。）に係るもの）を除きます。）1番号ごとに適用します。
(10)~(26) (略)	(略)

2 料金額

2-1~2-5 (略)

2-6 電話ユニバーサルサービス料

1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額

区分	料金額
<u>電話ユニバーサルサービス料</u>	(略)
備考 (略)	

2-7 (略)

附 則（令和8年1月27日 CNS 1サ第000400014931-01号）

この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。